

# 離婚届

令和 年 月 日 届出

(宛て先)

長

受理 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住 民 票	通 知

(フリガナ)	夫 氏 名	妻 氏 名
(1) 氏 名	昭 和 西 暦 年 月 日	昭 和 西 暦 年 月 日
生 年 月 日	番 地 番 号	番 地 番 号
住 所	(方書)	(方書)
(住民登録をして いるところ)		
(2) 本 籍	番 地 番 号	
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者 の氏名	
父母及び養父母 の 氏 名	夫の父 母	妻の父 母
父母との続き柄	続き柄 男	続き柄 女
(右記の養父母以外 にも養父母がいる 場合にはその他の 欄に書いてください)	養父 養母	養父 養母
続き柄	続き柄 養 子	続き柄 養 女
(3) 離 婚 の 種 別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日 確定	<input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日 認諾 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日 確定
(4) 婚 姻 前 の 氏 に	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
もどる者の本籍	番 地 番 号 フリガナ 筆頭者 の氏名	
(5) 未 成 年 の 子 の 氏 名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子
(6) 同 居 の 期 間	昭 和 西 暦 年 月 日 から	昭 和 西 暦 年 月 日 まで
(7) 別 居 す る 前 の 住 所	(同居を始めたとき) (別居したとき)	
(8) 別 居 す る 前 の 世 帯 の お も な 仕 事 と	番 地 番 号	
(9) 夫 婦 の 職 業	夫の職業 妻の職業	
(10) 夫 婦 の 職 業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
そ の 他		
届 出 人 署 名	夫 印	妻 印
(※押印は任意)		

事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
<input type="checkbox"/> 住所地確認済 <input type="checkbox"/> 本籍地確認済 <input type="checkbox"/> 新本籍は街区符号	夫 SHR 年 月 日 妻 SHR 年 月 日	電話 夫 ( ) 妻 ( ) ※日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

## 記入の注意

鉛筆や消えるボールペン等で書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。  
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。  
1 台湾  
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

証 人 (協議離婚のときだけ必要です) (証人は2人以上必要です)		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	昭 和 西 暦 年 月 日	昭 和 西 暦 年 月 日
住 所	番 地 番 号	番 地 番 号
本 籍	番 地 番 号	番 地 番 号

※証人は成年の方が、それぞれ署名してください。  
※押印する場合は、同姓でも別々の印鑑を押してください。

には、あてはまるものにのようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次ののあてはまるものにしるしをつけてください。
  - 面会交流について取決めをしている。
  - まだ決めていない。
- 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次ののあてはまるものにしるしをつけてください。
  - 養育費の分担について取決めをしている。取決め方法：(  公正証書  それ以外 )
  - まだ決めていない。

**一 個人番号カード**

住所・氏名に変更がある場合は、個人番号カードの券面記載事項変更手続きが必要となります。なお、個人番号カードに署名用電子証明書の機能を搭載している場合、住所・氏名に変更があると、署名用電子証明書は失効します。個人番号カードについては、住所地の市区町村役場でお手続きください。

- ◎ 署名は必ず本人が自署してください。
- ◎ 押印する場合は、各自別々の印を押してください。
- ◎ 届出人の本人確認ができるもの(身分証明書等)をお持ちください。

夫	<input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 ( )
不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
妻	<input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 ( )
不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
使 者	<input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 ( )
送付	R 年 月 日

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手続きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

Q 法務省 離婚  法務省作成のパンフレット 

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp